定　　款

日本システムバンク株式会社

定　　款

第１章　　総　　則

（商号）
第１条　　当会社は、日本システムバンク株式会社と称し、英文ではＪＡＰＡＮ
ＳＹＳＴＥＭＢＡＮＫ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ と表示する。

（目的）
第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．自動車、自動二輪車および自転車等駐車場システムの企画、開発、設計、施工、販売、管理並びにその経営
２．電気自動車等への給電システムの企画、開発、設計、施工、販売、管理並びにその経営
３．自動車、自動二輪車および自転車等のリース、レンタル、管理等およびカーシェアリング事業等のサービス、企画、開発、運営に関する業務
４.マルチメディアに関するシステムの企画開発およびマルチメディア用ハードウェアーとソフトウェアーの開発並びに関連機器の開発販売
５．インターネットを利用した各種情報提供サービス業および電子商取引業
６．会員カード（ポイント・カード）の相互利用システム（取引決済システム・ポイント交換システム・ポイント相互利用システム・各種精算システム・会員管理システム）の企画・構築・運営・管理事業
７．冷凍・冷暖房システム、照明システム、太陽光発電システム、風力発電システム、屋上・壁面・路面・街角・駐車場の緑化システムの企画開発および各機器の施工、販売、管理
８．ドローンスクール運営、ドローンによる空撮・点検・監視・測量・運搬・散布等の業務およびドローンに係る人材派遣業務ならびに関連機器の開発販売
９．不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理
１０．不動産の鑑定評価、担保付債権の調査およびデューデリジェンス業務
１１．不動産投資ファンドの組成・運営、投資顧問業務、不動産証券化業務
１２．ビルマンション等の建築、道路、駐車場等の企画、設計、建設、管理
１３．電話受信発信の代行業、事務代行業およびこれらのコンサルティング業務
１４．食料品、飲料品等の販売、飲食業の企画、開発、システム構築、運営、システム販売業
１５．民芸品、工芸品等の展示、販売、接客業の企画、開発、システム構築、運営、システム販売業
１６．少額短期保険代理業務
１７．古物の仕入れ並びに販売
１８．警備業法で定義される警備業
１９．前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を福井県福井市に置く。

（公告の方法）
第４条　　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第５条　　当会社の発行可能株式総数は、３，０００，０００株とする。

（自己の株式の取得）
第６条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第７条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

（株式取扱規程）
第１０条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株　主　総　会

（招集）
第１１条　　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときは随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月３０日とする。

（招集権者および議長）
第１３条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第１５条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
② 会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権を３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することが出来る。
②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役会の設置）
第１７条　当会社は、取締役会を置く。

（員数）
第１８条　当会社の取締役は１０名以内とする。

（選任方法）
第１９条　取締役は株主総会において選任する。
② 当会社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

（任期）
第２０条　取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第２１条　代表取締役は、取締役会の決議により選任する。
② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することが出来る。

（取締役会の招集権者および議長）
第２２条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
② 取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２３条　取締役会の招集通知は､会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することが出来る。

（取締役会の決議）
第２４条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第２５条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任免除）
第２７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定は、会社法第４２５条で定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）
第２８条　当会社は監査役および監査役会を置く。

（員数）
第２９条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）
第３０条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第３１条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３２条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３３条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。
② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することが出来る。

（監査役会の決議）
第３４条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）
第３５条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第３６条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定は、会社法第４２５条で定める最低責任限度額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の設置）
第３８条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第３９条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第４０条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第４１条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第４２条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月３０日までの１年とする。

（期末配当金）
第４３条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年６月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）
第４４条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に

定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第４５条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

１９９８年１０月１５日	第２条　（目的）変更
１９９９年　３月２７日	第２条　（目的）変更
２０００年　９月２７日	第二章　株式　変更
２００１年　９月２６日	第２条　（目的）変更
２００２年　９月２８日	第１条　（商品）変更
	第２条　（目的）第１４項追加
	第５条　（発行する株式の総数）変更
	第７条　（基準期）第１項修正
	第８条　（名義書換代理人）第３項変更
	第９条　（株式取扱規程）変更
	第１４条（取締役及び監査役の選任方法）第１項変更
	第１５条（取締役及び監査役の任期）第１項変更
	第２１条（利益配当）第１項変更
２００３年９月２７日	第２条　（目的）第１５項追加
	第８条　（名義書換代理人）第３項変更
	第１２条（決議の方法）第２項追加
２００４年９月２３日	第２条　（目的）第１６項及び第１７項追加
２００５年９月２３日	第２条　（目的）旧第１項及び旧第１０～旧第１２項削除 第４項及び第１３項変更 第１４項～第１６項追加
	第３条　（本店の所在地）変更
	第４条　（公告の方法）変更
	第５条　（発行する株式の総数）変更
	旧第６条（株式の譲渡制限）削除 ※２００５年１０月３１日を以って効力発生
	第６条　（基準日）変更
	第７条　（名義書換代理人）第１項～第３項変更
	第１０条（招集権者及び議長）第１項変更 第２項追加
	第１１条（決議の方法）第１項変更
	第１２条（議決権の代理行使）追加
	第１３条（議事録）追加
	第４章　章題変更
	第１４条（員数）変更
	第１５条（選任方法）第１項追加 第２項変更
	第１６条（任期）第１項及び第２項変更 旧第３項削除
	第１７条（代表取締役及び役付取締役）新設

	第１８条（取締役会の招集権者及び議長）変更
	旧第１７条（代表取締役）削除
	旧第１８条（業務執行）削除
	第１９条（取締役会の招集通知）新設
	第２０条（取締役会の決議方法）新設
	第２１条（取締役会の議事録）新設
	第２２条（取締役会規程）新設
	第２３条（報酬）変更
	第５章　（監査役）新設
	第２４条（員数）新設
	第２５条（選任方法）新設
	第２６条（任期）新設
	第２７条（報酬）新設
	第２９条（利益配当）旧第２項削除
	第３０条（中間配当）新設
	第３１条（配当金の除斥期間）新設
２００６年９月３日	第２条　（目的）変更
	第５条　（発行可能株式総数）変更
	第６条　（株券の発行）新設
	旧第６条（基準日）削除
	第７条　（株主名簿管理人）変更
	第８条　（株式取扱規程）変更
	第９条　（招集）変更
	第１０条（定時株主総会の基準日）新設
	第１２条（決議の方法）変更
	第１３条（議決権の代理行使）変更
	第１４条（議事録）変更
	第４章　　章題変更
	第１５条（取締役会の設置）新設
	第１８条（任期）変更
	第１９条（代表取締役および役付取締役）変更
	第２０条（取締役会の招集権者および議長）変更
	第２１条（取締役会の招集通知）変更
	第２２条（取締役会の決議）変更
	第２３条（取締役会の議事録）変更
	第２５条（報酬等）変更
	第２６条（監査役の設置）新設
	第２８条（選任方法）変更
	第２９条（任期）変更
	第３０条（報酬等）変更
	第３１条（事業年度）変更
	第３２条（剰余金の配当）変更
	旧第３０条（中間配当）削除
	第３３条（配当金の除斥期間）変更
２００７年９月２７日	第２条　（目的）変更
	第２７条（員数）変更
２００８年９月２５日	第２条　（目的）変更
２０１０年９月２４日	第２条　（目的）変更
	第２６条（社外取締役の責任限定契約）新設
	第３２条（社外監査役の責任限定契約）新設
２０１１年９月２２日	第２条　（目的）第３項及び第７項追加

２０１７年9月２７日	第５章　章題変更
	第２７条（監査役および監査役会の設置）変更
	第３１条（常勤の監査役）新設
	第３２条（監査役会の招集通知）新設
	第３３条（監査役会の決議）新設
	第３４条（監査役会の議事録）新設
	第３５条（監査役会規定）新設
２０２０年9月２７日	第２条　（目的）旧第５項及び旧第１７項削除
２０２１年9月３０日	第２条　（目的）第８項追加
２０２２年１１月１８日	第５条　（発行可能株式総数）変更
	旧第６条（株券の発行）削除
	第６条　（自己の株式の取得）新設
	第７条　（単元株式数）新設
	第８条　（単元未満株式についての権利）新設
	第９条　（株主名簿管理人）変更
	第１０条（株式取扱規程）変更
	第１３条（招集権者および議長）変更
	第１４条（電子提供措置等）新設
	旧第１４条（議事録）削除
	旧第２３条（取締役会の議事録）削除
	第２７条（取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任免除）新設
	旧第３４条（監査役会の議事録）削除
	第３７条（監査役の責任免除）新設
	第６章　（会計監査人）新設
	第４３条（期末配当金）新設
	第４４条（中間配当金）新設
	第４５条（期末配当金等の除斥期間）新設
	旧第３９条（剰余金の配当）削除
	旧第４０条（配当金の除斥期間）削除